

熱海市立姫の沢自然の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第25号

熱海市立姫の沢自然の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

熱海市立姫の沢自然の家の設置及び管理に関する条例(平成20年熱海市条例第17号)は、
廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部
改正)

2 熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例(昭和
39年熱海市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第25号までを1号ずつ繰り上
げる。